

札障第 3302 号
令和 6 年(2024 年) 1 月 12 日

障害福祉サービス事業所等管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

令和 5 年度札幌市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱に基づく集団指導の実施について（通知）

日頃から本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
このたび、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導を下記のとおり開催しますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

1 実施年月日及び対象事業所

(1) 第 1 回

令和 6 年 2 月 14 日（水） 18 時 00 分～20 時 10 分（開場 17 時 40 分）
中央区、北区、東区、白石区、厚別区の事業所

(2) 第 2 回

令和 6 年 2 月 15 日（木） 13 時 30 分～15 時 40 分（開場 13 時 10 分）
豊平区、清田区、南区、西区、手稲区の事業所

※ ご都合に合わせて参加する回を変更することは可能ですが、収容人数の都合から、できる限り、上記の回へのご出席をお願いいたします（本市への連絡は不要です）。

2 実施場所

カナモトホール（札幌市民ホール）大ホール（中央区北 1 条西 1 丁目）

※ 最寄り駅等：地下鉄「大通駅」 31 番出口正面

駐車場はありません。公共交通機関又は近隣の有料駐車場をご利用ください。

3 実施内容

別紙次第のとおり

4 出席者

管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者等の事業所の管理に関する業務を担当している方が望ましい。

5 出席可能人数

原則として 1 事業所 1 名

なお、1 つの事業所番号で 2 事業以上を運営している事業所については、1 事業所として取り扱いますので、1 名としてください。

6 申し込み

不要

7 当日の出欠確認

出欠確認はいたしません。
直接、大ホールへお越しください。

8 集団指導資料

(1) 札幌市ホームページへの掲載

資料は集団指導の1週間前までに札幌市ホームページに掲載する予定です。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/shidou.html>

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がい福祉 > 事業者のみなさまへ > 集団指導

※「札幌市 障がい 集団指導」の検索で表示されます。

(2) 資料の配布

会場での資料の配布は行いません。

必要に応じて印刷のうえ、当日お持ち込みください。

9 受講報告

(1) 報告期日

令和6年2月29日(木)

(2) 報告方法

集団指導後、上記のホームページ内の受講報告フォームから報告してください。

報告は事業所番号ごとに行っていただくため、複数の事業所番号をお持ちの場合は全ての事業所番号により報告してください。

なお、当該受講報告フォームは2月15日の17時頃に公開予定です。

※ 以下の二次元コードから、スマートフォン、タブレット等でも報告可能です。

(3) その他

当該受講報告をもって、出席といたします。

10 留意事項

(1) 開催時刻前はカナモトホールに入場できません。

(2) 途中入退場は可能です。

(3) 全席自由席です。車椅子スペースは16席あります。

(4) 2か所以上の事業所の代表として出席を予定しており、事業所が第1回目と第2回目の両日に指定されている場合は、どちらかの回のみ出席し、受講報告では全ての事業所分を報告してください。

受講報告はこちらから

※2月15日17時頃公開



担当：〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係 木賀

Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181

E-mail sidou@city.sapporo.jp